

分類	項	内容
全般	1	導入実績が豊富な標準化されたシステムである。
	2	農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年3月31日付け25経管第3139号-1農林水産事務次官依命通知)別記3第4の2(1)～(6)で示された機能を有する。
	3	データ項目は農地法、農地法施行令、農地法施行規則、農地法運用通知にて定められた法定項目及び全国区農業会議所により示された任意項目に対応している。
	4	農地情報公開システム(各農業委員会等利用システム)の土地一括更新機能が指定するデータ出力形式でデータ提供ができる。
	5	ログインの際のユーザーID及びパスワードの設定、使用機能の権限の制限(更新可能または閲覧のみ)等のセキュリティー認証機能が施されている。
	6	アクセスログとして、利用者名・PC名・日時・利用処理を取得でき、これらの項目で検索ができる。
	7	本市職員が容易にシステム内の全てのデータをCSV形式等で出力できる。
	8	各種ネットワーク異常時にはエラーチェックを行い、入力漏れや誤操作による不備データの作成を未然に防ぐことができる。
基本機能	9	管理するデータについて、世帯・個人・農地にグループ分けし、且つ、農家、農業生産法人、農業生産法人以外(解除条件付)、その他法人、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、その他の農地所有区分が管理できる。
	10	農地法の申請受付から議案書・進達書・意見書等の作成、許可案件のデータ補正が業務に沿った一連の流れで処理できる。
	11	帳票印刷前に内容確認を行えるプレビュー機能がある。
	12	農水省より配布されている「農地の権利移動・借賃等調査システム」用のデータについて、提出用データ作成や帳票出力ができる。
	13	CSV形式等のデータを使ってデータの一括更新(入力)ができる。
	14	個人コード及び世帯コードの桁数を任意で指定できる。
	15	日付管理について西暦と和暦の切り替えができる。
	16	住民記録及び住登外情報と年1回以上照合し、アンマッチリストの作成とデータCSV出力、更新処理が行える。なお、照合項目はリストから選択できる。
	17	固定資産税情報と年1回以上照合し、アンマッチリストの作成とデータCSV出力、更新処理が行える。なお、照合項目はリストから選択できる。また、転用済み農地や削除済み農地を照合対象から除外できる。
世帯管理	18	個人及び土地の照合について、農家台帳の情報を優先させるために更新を除外したアンマッチや、農業委員会先行処理によるアンマッチは、次回以降の照合時にアンマッチとして出力しない機能を有する。
	19	過去の転用許可農地や非農地証明農地などを現在の農地データとは別管理で保存できる。
	20	世帯の管理は、基本情報、作目・組織、保有状況、法人情報である。
	21	世帯の経営意向として農業志向、経営計画、拡張方法、拡張意向面積が管理できる。
	22	世帯の作付作目を第1位から第3位まで管理でき、利用改善団体や地域農業集団参加の有無や所属組織の管理ができる。
	23	世帯の主要機械装備、主要施設、主要家畜の管理ができる。
	24	法人の場合、法人格、設立年月日、代表者、認定農業者、構成員の管理ができる。なお、法人格については、農事組合法人、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、NPO法人、宗教法人、学校法人、医療法人、国、都道府県、市町村、都道府県公社、市町村公社、農協、農年基金、非保有、その他の区分が管理できる。また、構成員については従事日数が管理できる。
	25	世帯の任意管理項目を5項目以上追加登録できる。
	26	メモ機能を有し、登録したメモ内容の検索及びCSV形式等への出力機能を備えている。
	27	世帯の管理は、住民基本台帳の世帯コードと同一コードで管理できる。ただし、住民基本台帳上の複数世帯を農家台帳上は1世帯として管理できる。
	28	入作者や法人など任意で世帯が登録できる。なお、任意登録世帯や法人の世帯コードについては、コードを入力しなくても自動発番できる機能を有する。
個人管理	29	住居表示変更や町名コードの追加変更が容易であること。
	30	世帯の管理画面から世帯員情報、世帯構成、経営農地総括表、経営農地筆別表、農地情報の画面に遷移できる。
	31	個人の管理は、基本情報、農業従事状況、農業者年金、納税猶予とする。
	32	世帯責任者、経営主、後継者、認定農業者の管理ができる。なお、経営主は同一世帯で複数人の設定が可能である。
	33	個人の所属法人の管理ができる。
	34	個人の農業従事状況、農業従事日数、就農時期が管理でき、兼業先についても従事状況や従事日数が管理できる。
	35	個人の農業者年金について現行制度と旧制度の管理ができる。
	36	個人の任意管理項目を5項目以上追加登録できる。
	37	メモ機能を有し、登録したメモ内容の検索及びCSV形式等への出力機能を備えている。
	38	個人の管理は、住民基本台帳の個人コードと同一コードで管理できる。
39	入作者など任意で個人が登録できる。なお、任意登録個人の個人コードについては、コードを入力しなくても自動発番できる。	
40	続柄に係わらず、世帯内順序が任意に設定でき印刷に反映できる。	
41	個人が死亡・転出者の場合、画面上で視覚的に確認できるように色分け表示できる。	
42	個人の管理画面から、農地情報、世帯情報、経営農地総括表(個人)の画面に遷移できる。	

分類	項	内容
農地管理	43	農地の管理は登記情報、現況情報とするが、任意に管理項目を5項目以上追加できる。
	44	農振情報、都市計画情報、生産緑地法区分の管理ができる。
	45	圃場整備、区画整理について状態及び開始日・完了日が管理できる。
	46	1筆ごとの耕作状況の管理ができ、遊休農地の状態として不良、荒廃地化、山林原野化、不良保全管理の区別ができる。なお、耕作証明等においては遊休農地を「うち不耕作」として区分して印刷できる。
	47	貸借及び転貸について契約種別、借受人、貸借期間、1筆賃借料、10a当賃借料、物納内容、利用目的、奨励金対象の有無の管理ができる。
	48	解除条件付き貸借について利用状況報告日、催告状況、是正状況、取消状況の管理ができる。
	49	残存小作地の管理ができる。
	50	期間貸借の管理ができ、耕作面積は表作個人にも裏作個人にも反映できる。
	51	農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業の管理ができる。
	52	納税猶予種別と適用面積、適用年月日、継続年月日、確定年月日、解除年月日の管理ができる。
	53	農業者年金特定処分対象と経営移譲日の管理ができる。
	54	市民農園の種別、開設者の管理ができる。
	55	相続等の届出について届出日、届出事由、届出者、権利取得日、権利取得者、あつせん希望の有無を管理できる。なお、届出の記録は複数の農地を一括処理でき、システムに登録のない土地についても記録可能である。
	56	利用状況調査について調査日、調査結果、調査者、荒廃農地調査分類を管理できる。なお、入力には複数の農地を一括処理できる。
	57	遊休農地利用意向調査、農地中間管理機構等との協議、農地中間管理権の設定、措置命令、催告状況等を管理でき調査票や催告書等が作成できる。なお、これらの状況は年度ごとの情報を保持し履歴として管理できる。
	58	メモ機能を有し、登録したメモ内容の検索及びCSV形式等への出力機能を備えていること。
	59	農地の異動履歴を管理、表示できる。
	60	分合筆の登記後に申請された情報について、固定資産税の異動を待つことなく分筆、合筆ができる。また1筆のうち、部分貸借や一部転用の場合は分割管理ができる。
	61	市外の所在地情報を任意登録することで、出作地の入力・修正管理ができる。
62	農地の管理画面から所有者または耕作者の世帯員情報、世帯情報の照会画面に遷移できる。また、議案の受付、補正処理、筆別履歴の画面に遷移できる。	
63	経営農地筆別票では経営地、所有地、自作地、借入地、貸付地の切り替えが簡単にできる。また、経営地の一覧に貸付地を含むことや現況農地以外も含むことの選択ができる。	
受付・議案	64	農地法3条、4条、4条事業計画変更、5条、5条事業計画変更、18条の受付から許可までを一連の流れとして処理し、議案書・報告書・進達書・意見書が作成できる。
	65	農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構による転貸の申請受付ができる。
	66	転用された農地に対して再転用の申請受付ができる。なお、5条所有権移転農地の再転用の場合は、所有者と前所有者のどちらを渡し人にするかが選択できる。
	67	非農地証明の議案書が作成できる。
	68	農地法3条、4条、5条、18条の申請書・届出書及び基盤強化促進法の計画書が作成できる。
	69	受付処理時に納税猶予対象農地、特定処分対象農地を選択した場合は警告メッセージを表示すること。
	70	農地法4条、5条の受付処理時に農振農用地を選択した場合は警告メッセージを表示すること。
	71	議案に対する許可処理が行えること。権利種別に応じて各種許可書・受付許可簿作成及びデータ補正、履歴作成ができる。
	72	報告に対する届出処理が行え、受理通知書作成及びデータ補正、履歴作成ができる。
	73	所有権移転議案は許可後、固定資産税の異動を待つことなく所有者を変更する事ができる。
	74	基盤強化促進法の利用権設定、所有権移転の議案書が作成できる。
	75	申請により受け付けた案件は各議案・報告単位にまとめて全ての議案書、報告書が作成できる。
	76	議案書、報告書の印刷直前にその場に限り内容を変更して印刷できる。ただし、修正内容は印刷帳票のみに反映し台帳データに影響しないこと。
	77	入力済の整理番号の修正ができる。また、整理番号の修正により異なる渡し人の複数の受付をひとつの受付として印刷することができる。
	78	入力済の審議日が一括で変更できる。
	79	決議済の議案、受理済の報告について決議、受理の取り消しができる。
	80	決議済の議案、受理済の報告について許可・受理番号の変更ができる。

分類	項	内容
補正処理	81	補正処理の基本機能は、農地補正、権利補正、世帯補正とする。
	82	農地補正として、分筆・合筆・削除・新設・地番変更の補正ができ、同時に履歴データが作成されること。なお、分筆・合筆については農地一覧から該当農地を選択し一括処理ができるものとし、元地番削除及び面積自動計算ができる。また、登記を伴わない便宜上の分筆処理にも対応できる。
	83	権利補正は原則として議案書の可決及び届出の受理によって筆の異動処理が自動に行なわれること。ただし、議案可決及び届出受理による異動処理機能を使用しない場合においても、同等の異動処理ができる機能を有し、同時に履歴データが作成されること。なお、権利補正では該当農地を選択し一括処理ができるものとする。
	84	農地法3条の補正として、貸借の新規・更新・移転・転貸補正の他に、所有権移転及び許可取消の補正ができる。なお、貸借は通常の許可貸借以外にも解除条件付き貸借、届出貸借の処理ができる。
	85	貸借解約等の補正として、18条許可・合意解約・18条届出・勧告後取消・その他解約・使用貸借満了の補正ができる。
	86	特定農山村法の補正として、貸借・所有権移転・地目転換の補正ができる。
	87	農地法4条の補正として、許可・届出・許可及び届出取消の補正ができる。また、許可、届出のどちらの場合にも一時転用及び一時転用完了の補正ができる。
	88	農地法5条の補正として、許可・届出・許可及び届出取消の補正ができる。また、許可、届出のどちらの場合にも一時転用及び一時転用完了の補正ができる。
	89	転用された農地に対して再転用の補正ができる。なお、5条所有権移転農地の再転用の場合は、所有者と前所有者のどちらを渡し人にするかが選択できる。
	90	農地法4条、5条の事業計画変更補正ができる。
	91	基盤強化促進法の補正として、貸借(解除条件付き含む)の新規・更新・移転・転貸(一括方式を含む)・完了補正の他に、所有権移転及び地目転換の補正ができる。なお、完了補正は貸借終了日を指定することで一括完了処理ができる。
	92	市民農園整備促進法の補正として、設定・完了・取消の補正ができる。
	93	特定農地貸付法の補正として、設定・完了・取消の補正ができる。
	94	公共補正として、公共転用・公共移転・公共貸借の補正ができる。
	95	圃場整備及び区画整理の補正ができる。なお、状態が整備中となった場合には権利補正が行えないようになること。
	96	相続の補正ができる。
	97	時効取得の補正ができる。
	98	農地補正及び権利補正は、補正の取消を行うことによって、補正前の状態に戻すことができ、補正によって作成された履歴データも同時に削除されること。
	99	個人・世帯補正として転入、転出、死亡、出生、新規参入、入作の補正ができる。
	100	世帯の分離、世帯の合併処理が容易にできる。
検索処理	101	個人照合による更新処理では、世帯責任者の不在チェックなど、データの整合性を保ちながら一括更新の処理が行えること。ただし、住民記録とあえて異なる農家世帯の情報については情報を更新しないことが可能であること。さらに、個人ごとに任意で選択した項目について更新を除外することが可能であること。なお、アンマッチリストの表示は項目を指定した表示切替ができ、印刷は任意で指定した個人の範囲のみの印刷ができる。
	102	土地照合による更新処理では、アンマッチの項目分類ごとに一括更新の処理が行えること。ただし、農業委員会許可先行処理分については情報を更新しないことが可能であること。さらに、土地ごとに任意で選択した項目について更新を除外することが可能であること。なお、アンマッチリストの表示は項目を指定した表示切替ができ、印刷は任意で指定した土地の範囲のみの印刷ができる。
	103	世帯の検索は世帯コード、個人コード、氏名、認定農業者、法人名で検索できる。また、所属する世帯員個人コード、世帯員氏名、世帯員フリガナでも検索できる。
	104	個人の検索は個人コード、氏名、フリガナ、性別、生年月日、認定農業者、農業者年金受給状況で検索できる。また、所属する世帯コードでも検索できる。
	105	個人の氏名、フリガナでの検索は部分一致検索できる。
	106	農地の検索は所有者、耕作者、所在地番、現況地目、登記地目、農振区分、都市計画区分、貸借種別、貸借始期、貸借終期、荒廃農地調査分類、利用意向調査日月日、メモ、独自設定項目で検索できる。また、検索対象に転用農地を含むか含まないかの選択ができる。
	107	農地の所在地番での検索は大字、小字、本番、枝番、孫番、漢字地番といった地番情報のいずれか1つ及びそれらの組み合わせで検索ができる。
	108	世帯・個人・農地の検索結果をCSV形式等で出力できる。また、出力項目を任意に選択でき、名前を付けて記憶できる。
	109	メモ検索は曖昧検索ができる。
	110	農地の移動履歴について地番を指定して1筆ごとに検索できる。また、世帯ごとに関連する農地移動履歴を検索できる。
	111	農地の移動履歴として、転用・貸借・所有権移転・20条等解約・新設・削除・市民農園履歴の種類ごとに、補正日や大字・小字・本番・枝番など所在地番の一部の情報で検索できる。
	112	システム内で補正し蓄積された移動履歴と別途入力した履歴を混在して検索できる。また、別々にも検索できる。
	113	経営農地総括表から経営農地筆別票へ連続した照会ができる。
	114	農地台帳から個人台帳や世帯台帳へリンク照会ができる。また、その逆も可能なこと。
	115	実勢の賃借料情報提供のための賃借料データがCSV形式等で出力できる。
統計処理	116	現況地目、登記地目、農振法、都市計画法、耕作状況、圃場・区画整備状況、貸借権利区分、貸借期間、特定処分、生産緑地法、納税猶予、要活用農地、市民農園の大字・小字ごとの土地面積統計が行えること。
	117	年齢、農業従事、農外従事、農業者年金加入、経営移譲種別、認定農業者の大字・小字ごとの統計が行えること。
	118	兼業区分、経営主作目、経営規模、借地割合、農業志向、経営計画の大字・小字ごとの世帯統計が行えること。
	119	統計結果をCSV形式等で出力できる。
農地銀行処理	120	農地銀行機能として意向調査票の作成と結果入力できる。意向の管理は世帯ごとの農業志向、経営計画、拡張方法、拡張意向面の他に、出し手農地については1筆単位で拡張方法や流動化見込み等を管理できる。
	121	帳票出力については、原則としてA4版以上のもとし、帳票レイアウトが画面上に表示できる。出力帳票については別紙3-1「帳票一覧」に示すものを最低限必須とする。
帳票出力処理	122	出力帳票の印刷データがCSV形式で出力できる。
	123	農地法3条、4条、5条、18条、非農地証明、事業計画変更や基盤強化促進法の議案書・報告書についてExcel形式でデータを出力できる。出力した議案書はシステム内の標準帳票と同一のレイアウトとするが必要に応じて修正できる。
	124	証明書などの帳票について白紙印刷ができる。
	125	各種証明書が作成できる。
	126	関連農地リスト(貸借・転用・利用集積・農業者年金)が作成できる。
	127	旧農地法第84条で定める小作地所有状況調査書の作成と縦覧用の小作地の所有状況一覧表が作成できる。
	128	利用権設定農地の終期・更新の通知書(貸手用・借手用)が作成できる。なお、送付先が死亡者とならないよう変更できる。